

私の宣言

「大同特殊鋼グループ企業倫理憲章」「大同特殊鋼グループ行動基準」を理解し、
絶えず意識し、これらに従って行動することを、ここに誓います。

年 月 日

(会社名)

(所 属)

(署 名)



同 大同特殊鋼



DAIDO STEEL GROUP
Beyond the Special

大同特殊鋼グループ 行動基準ガイドブック



CONTENTS

トップメッセージ	2
経営理念・行動指針・企業倫理憲章	3
理念体系	5
はじめに	7
第1章：事業活動に関するこ	9
1. サステナビリティ経営の推進	10
2. コンプライアンスの徹底	11
3. 信頼される製品・サービスの提供と安全性	12
4. 公平・公正な取引	13
5. 知的財産権の保護	14
6. 適切な情報管理	15
7. 適切な情報開示	16

第2章：会社と社員の関係	17
1. 健康で安全な職場環境の確保	18
2. 違反行為への対処	19
3. 会社の利益を損なう行為の禁止	20
第3章：会社と社会の関係	21
1. 反社会的勢力との絶縁	22
2. 政治・行政との健全な関係	22
3. 地球環境の保全	23
4. 多様性と人権の尊重	24
5. 社会貢献	25
通報窓口のご案内	26

トップメッセージ

近年、品質偽装、環境問題、不正会計といった社会的信頼を失う法令違反、不祥事が増加しており、それに伴って、企業コンプライアンスの重要性がますます大きくなっています。我々、大同特殊鋼グループの実情はどうでしょうか。日常業務の内容やプロセスが現状の法令に合ったものになっているでしょうか。ミスや不正が発生しやすい仕組みや環境、風土はないでしょうか。コンプライアンスは、企業が存続するための必要条件です。「これまで良かったから」という既成概念は捨て、一人ひとりが危機意識を持って行動していきましょう。

また、大同特殊鋼グループにおいて「不祥事を生まない、コンプライアンスを重視する組織・職場」を築き上げるためには、経営理念や企業倫理憲章、行動基準等、大同特殊鋼グループとして大切にしている理念や価値観を皆さん一人ひとりに理解していただくことが大前提となります。

今回、サステナビリティ経営の推進や社会的要請の変化に対応するため、2023年8月に「企業倫理憲章」、

2024年4月に「行動基準」を改訂しました。これらは皆さんが仕事をしていく上で「守るべき倫理的なルール」や、悩んだとき、気になることがあるとき「どのように行動すべきか」を示す指針になります。大同特殊鋼グループが社会から信頼され、持続的に成長するために、これらの内容をしっかりと理解し、行動に繋げてください。

皆さん一人ひとりのコンプライアンス意識を高め、社会から信頼され続ける大同特殊鋼グループを築き上げていきましょう。



代表取締役社長執行役員

清水哲也

大同特殊鋼グループ経営理念

素材の可能性を追求し、 人と社会の未来を支え続けます

行動指針

高い志を持つ

- ・時代の先を読み、パイオニア精神を持つ
- ・プロフェッショナルとして、自身のミッションに最後まで取り組む

誠実に行動する

- ・相手の立場で考え、多様な価値観と存在を認め合う
- ・ステークホルダーの期待に応える

自ら成長する

- ・常に成長を意識して仕事に取り組む
- ・進んで経験を重ね自分を磨く

チームの力を活かす

- ・組織を越えてグループの知恵を結集する
- ・スピード感をもち、協力してやり遂げる

挑戦しつづける

- ・自由な発想で時代を切り拓く
- ・失敗を恐れず困難に立ち向かう

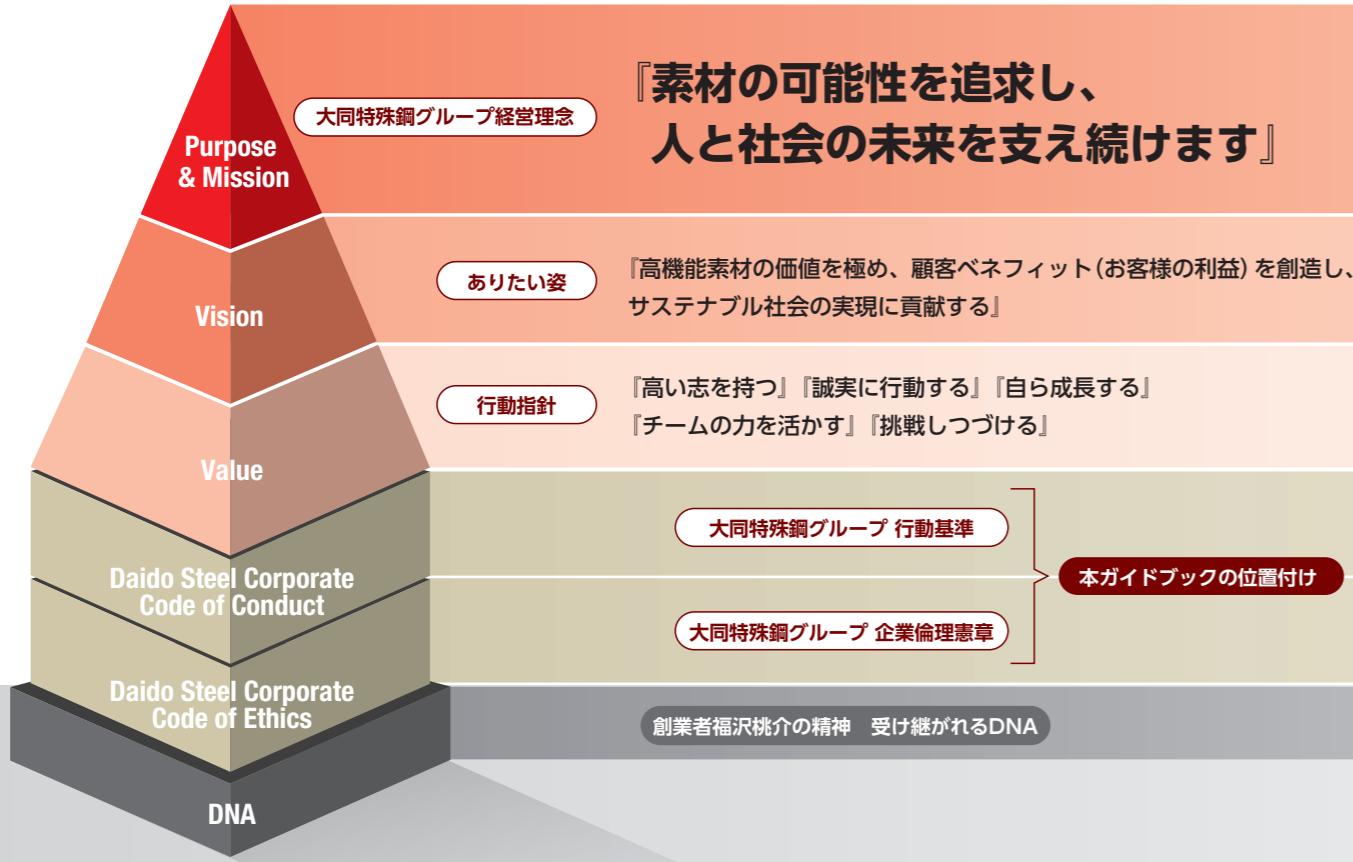
大同特殊鋼グループ企業倫理憲章

当社は、次の10原則に基づき、国の内外を問わず、全ての法律、国際ルールおよびその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって行動します。

1. 顧客、社会に信頼され、満足される「技術・サービス・品質」を通じ、持続可能な経済成長と社会的課題の解決を図る。
2. 公正、透明、自由な競争と適正な取引、責任ある調達を行う。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
3. 企業情報の積極的かつ公正な開示に加え、幅広いステークホルダーとの建設的な対話をを行い、企業価値の向上を図る。
4. すべての人々の人権を尊重する経営を行う。
5. 顧客に対して、商品・サービスに関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得する。
6. 社員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全と健康に配慮した働きがいのある職場環境を整備し、ゆとりと豊かさを実現する。
7. 環境問題は、人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件として、主体的に行動する。
8. 良き企業市民として、企業倫理・法令遵守による企業活動を行う。また、個人情報・顧客情報保護に留意する。国際的な事業活動においては、各種の国際規範、現地の文化・慣習を尊重し、その発展に貢献する経営を行う。
9. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係を遮断する。また、テロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底する。
10. 経営トップは、本憲章の精神の実現のため、率先垂範して実効あるガバナンスを構築し、社内、グループ企業に周知徹底を図る。あわせてサプライチェーンにもこれを促す。本憲章に反する事態が発生した時には、自ら問題解決に当たり、迅速かつ的確な情報公開を行い、再発防止に努め、厳正な処分を行う。

グループスローガン

Beyond the Special

▶ グループスローガン
[Beyond the Special]

グループスローガンは「**特殊を超える価値を提供する**」「**特殊のその先を追求し続ける**」等、様々な意味を持ちます。今まで、そしてこれからも、大同特殊鋼グループの社員一人ひとりが「特殊を超える価値」を提供し、情熱をもって、人や社会を支え続ける存在でありたい、との思いを込めてつくられました。

▶ 大同特殊鋼グループの
PurposeとMission

Purposeは「社会にとっての存在価値、我々は**なぜ存在するのか**」を、Missionは「我々の Purpose (存在価値) を実現するために何をするべきか、**使命**」を表します。大同特殊鋼グループの经营理念には、「**人と社会の未来を支え続ける**」ために存在し、その実現のため、『素材や、素材に関する技術の可能性を追求し続ける』ことを使命とすることが表現されています。

▶ 大同特殊鋼の Vision
～2030年のありたい姿～

大同特殊鋼の Vision は「Purposeを実現するプロセスにおいて、**目指す姿**を表したもの」です。我々が人と社会の未来を支え続けるために、ありたい姿を目指します。

▶ 大同特殊鋼の Value

Valueは「大同パーソンとして、**一人ひとりが大切にする価値観、姿勢**」を表した、5つの言葉です。

▶ 大同特殊鋼グループ
行動基準

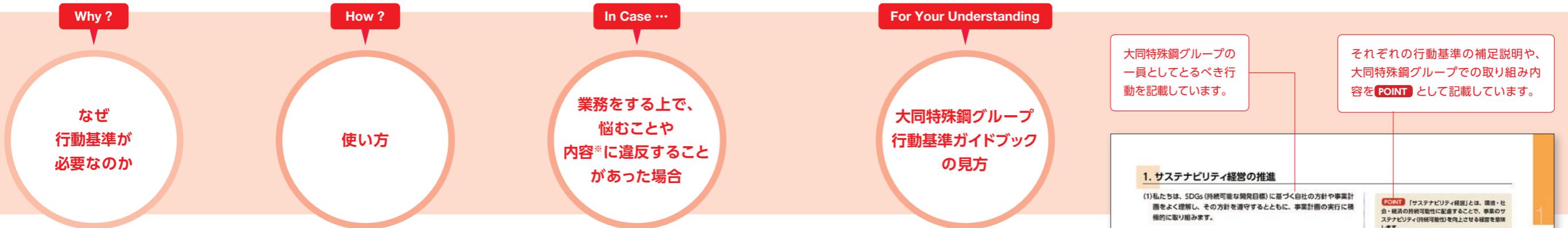
大同特殊鋼グループ企業倫理憲章をより具体的に、大同特殊鋼グループの役員・社員の行動方針、守るべきルール等、**具体的な行動の基準**となるようまとめたものです。第1章には事業活動に関するこを、第2章・第3章はステークホルダー毎に整理し、会社と社員、会社と社会の関係において、必要な行動を分かりやすくまとめています。

▶ 大同特殊鋼グループ
企業倫理憲章

大同特殊鋼グループが、企業として**守るべき倫理的なルール**をまとめたものです。

▶ Daido DNA

100年を超える歴史の中で、『**お客様を何よりも大切にする**精神』を、DNAとして受け継いでいます。



「大同特殊鋼グループ企業倫理憲章」に基づき、2024年4月「大同特殊鋼グループ行動基準」を改訂しました。大同特殊鋼グループの社員がどのような行動をすべきかを規定しています。自分や周りの行動について悩んだ場合に、この行動基準が望ましい対応をとるためのガイドラインになります。

このガイドブックの内容を理解して、日常業務において実践してください。ガイドブックを身近な場所に保管して、必要な時に確認してください。日々の業務において悩むことがあれば、ガイドブックの内容と照らし合わせ行動するようにしてください。

気になることがあれば、一人で悩まずに職場の上司やコンプライアンス担当者にすぐに相談してください。違反があった場合は、グループ各社の就業規則に従い、違反の状況に応じて厳正に処分されます。なお、違反に関する情報を提供した方の情報は開示されません。
※行動基準ガイドブック、規則、法令等

1. サステナビリティ経営の推進

(1)私たちは、SDGs(持続可能な開発目標)に基づく自社の方針や事業計画をよく理解し、その方針を遵守とともに、事業計画の実行に積極的に取り組みます。

POINT 「サステナビリティ経営」とは、環境・社会・経済の持続可能性に配慮することで、事業のサステナビリティ(持続可能性)を向上させる経営を意味します。私たちは、自社の持続的な利益だけでなく、様々なステークホルダー(利害関係者)と共にながら長期的に成長し、進歩し続ける必要があります。気候変動への取り組み、製品供給を通じた両工エネルギー効率への貢献、人材の育成、健康経営の推進、間接効率等に取り組んでいます。



それぞれの行動基準に関する法令や大同特殊鋼の社内規程を記載しています。
もし業務上、困ることや悩むことがあれば、まずはグループ各社の社内規程から確認してみましょう。

事業活動に関すること



1. サステナビリティ経営の推進	10	5. 知的財産権の保護	14
2. コンプライアンスの徹底	11	6. 適切な情報管理	15
3. 信頼される製品・サービスの提供と安全性	12	7. 適切な情報開示	16
4. 公平・公正な取引	13		

1. サステナビリティ経営の推進

(1)私たちは、SDGs(持続可能な開発目標)に基づく自社の方針や事業計画をよく理解し、その方針を遵守するとともに、事業計画の実行に積極的に取り組みます。

POINT 「サステナビリティ経営」とは、環境・社会・経済、ひいては地球の持続可能性に配慮することで、事業の持続可能性(サステナビリティ)を向上させる経営を意味します。

私たちは、自社グループの短期的な利益だけではなく、様々なステークホルダー(利害関係者)と共存しながら新たな価値を生み出し、SDGsの達成に寄与していかなければなりません。気候変動への取り組み、製品供給を通じたエネルギー効率向上への貢献、人権の尊重、ダイバーシティの推進、健康経営の推進、腐敗防止等に取り組んでいます。



〈大同特殊鋼社内規程〉
サステナビリティ基本方針、サステナビリティ委員会規程 他

2. コンプライアンスの徹底

- (1) 私たちは、法令・契約を遵守するとともに、これに違反する状態を放置せず、また違反行為に加担しません。社会規範および企業倫理に基づき、良識を持って誠実に行動します。
- (2) 私たちは、不当もしくは不適切な利益を得るための手段を、約束、申し出、許可、提供、または受領せず、企業倫理に従って行動します。
- (3) 私たちは、自らがコンプライアンスに基づいた行動をとるとともに、サプライヤーを含むすべてのビジネスパートナーがコンプライアンスを徹底するよう、継続して働きかけます。



POINT 大同特殊鋼グループの事業運営に影響を及ぼす法令・規則等を「大同特殊鋼グループ重要法規」として選定し、コンプライアンスのPDCAを回しています。法令等の新設・改正、事業環境の変化があった場合は、「大同特殊鋼グループ重要法規」を改訂し、社内各部門、グループ各社にアナウンスしています。

〈関連法令・規則〉

消防法、土壤汚染対策法(土対法)、外国為替及び外貨貿易法(外為法)、大気汚染防止法(大防法)、水質汚濁防止法(水濁法)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)、鉄鋼スラグ製品の管理ガイドライン、個人情報保護法、労働施策総合推進法、育児・介護休業法、労働安全衛生法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)

〈大同特殊鋼社内規程〉

大同特殊鋼グループ企業倫理憲章、大同特殊鋼グループ行動基準、就業規則 他

3. 信頼される製品・サービスの提供と安全性

- (1) 私たちは、提供する製品やサービスを最も優れたものにするため、最大限努力します。
- (2) 私たちは、積極的にマーケティング活動を行い、顕在化されたニーズのみならず、潜在的なニーズを捉えるよう行動します。
- (3) 私たちは、独自製品・独自プロセスの開発、製造プロセスの省略や短縮、歩留まりの向上ならびに、CO₂排出量およびエネルギー消費量の削減を積極的に行います。
- (4) 私たちは、製品やサービスの提供にあたり、国内外の基準や規格に準拠するとともに、適切な品質管理を行います。
- (5) 私たちは、提供する製品やサービスに問題が生じた場合、原因究明および再発防止の徹底に努めます。
- (6) 私たちは、国内関連法令のみならず、我が国や自社に適用される海外関連法令を遵守し、紛争鉱物不使用等の方策を講じ、サプライチェーンに関わる人々の人権保護を重視した責任ある調達を行います。

POINT お客様に安心して利用いただける製品やサービスを提供し続けることこそが、企業競争力の源泉です。そのためには、高機能な製品を提供することで、お客様の利便性を高める不断の努力、さらに法令遵守はもとよりSDGsにも貢献するモノづくり力や調達力の向上、そして何より従業員一人ひとりが誠実に行動することが大切です。

〈関連法令・規則〉

製造物責任法、産業標準化法(JIS法)、地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)、TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース: Task Force on Climate-related Financial Disclosures)、品質ISO

〈大同特殊鋼社内規程〉

大同特殊鋼グループ企業倫理憲章、大同特殊鋼グループ行動基準、大同特殊鋼調達方針、大同特殊鋼グループ人権方針、品質保証委員会規程 他

4. 公平・公正な取引

- (1)私たちは、国内外の競争法を遵守し、談合・カルテル(不正な価格協定等の不当な取引制限)に当たる行為、また、そのおそれのある行為を行わず、公平・公正な取引を行います。
- (2)私たちは、競争法に基づき、取引先との関係上優越的な地位にある場合、取引相手に対して不当な要求は行いません。また、下請事業者と下請取引を行う場合には、下請法を遵守します。
- (3)私たちは、安全保障貿易管理に関する国内外の法令を遵守し、輸出管理、取引を行います。
- (4)私たちは、取引先から、社会的常識・儀礼の範囲を超える接待は受けません。また、贈答品の受領は極力辞退します。もし接待を受ける場合には社会的常識・儀礼の範囲内とし、業務上の決定に不適切な影響を与えません。
- (5)私たちは、接待や贈答を行う場合には、所定の手続きを経て社会的常識・儀礼の範囲内で行い、透明性を確保します。

POINT 私たちは、武器や軍事転用が可能な貨物や技術が、国際的な安全保障を脅かす国家や団体へ渡ることを防ぐために、輸出管理を行っています。直接・間接を問わず、貨物や技術を輸出する場合は、社内ルールに基づいた審査が必須です。もし、輸出規制に該当する貨物や技術を無許可で輸出や提供した場合、会社や個人が重い罰則を受ける可能性があり、社会的信用にも影響します。

5. 知的財産権の保護

- (1)私たちは、知的財産権を尊重し、侵害されないようにすることはもちろん、他者の知的財産権を侵害しないように、細心の注意を払って行動します。



POINT 自社の知的財産が違法に使用されたり、不用意に他社の知的財産を侵害してしまうと、莫大な損失を被ることになります。大同特殊鋼では、自社の知的財産権の活用状況を定期的に確認したり、新製品を開発する際に他社の知的財産権を調査しています。また、階層別教育やeラーニング等を実施し、知的財産権の侵害がないよう努めています。

〈関連法令・規則〉
特許法、商標法、実用新案法、意匠法、著作権法

〈大同特殊鋼社内規程〉
特許管理規程、商標管理規程 他

6. 適切な情報管理

- (1)私たちは、自身の業務の範囲内において、適切な方法で社内外の企業秘密(秘密情報)を取得し、その情報を秘密として取り扱い、目的外の利用や開示をしません。業務上知り得た社内外の企業秘密については、在職中のみならず退職後もこの取り扱いを遵守します。
- (2)私たちは、個人情報・顧客情報の取得および利用にあたり、その利用目的を明確に定めるとともに、その保護に留意し、厳格に管理します。
- (3)私たちは、情報管理基本方針に基づく情報管理のルールを遵守し、不正アクセス等のサイバー攻撃や不正開示から業務情報を保護します。不正アクセスや不正開示等に気づいた場合またはそれらが疑われる場合は、速やかに所属部門長および情報管理統括部門に報告します。
- (4)私たちは、インサイダー取引規制を遵守し、未公表の会社情報に基づく株式売買を行いません。また、その疑いを招くような行為も避けます。

POINT 私たちが管理すべき情報は非常に幅広いものです。そのため、まずは業務上取得する情報にはどのようなものがあるのか、しっかり理解しなければなりません。その上でルールに従って管理をしていくことが大切です。また、皆さんは家族や友人との会話で、会社のことを話題にすることはありますか? 例えば、新規事業を始める等の良い情報、品質異常があった等の悪い情報は、会社の株価に影響します。このような会社内部でしか知り得ない情報を基に、株の売買をし、利益を得たり、損失を抑えたりするのが「インサイダー取引」です。私たちは、むやみに未公表の重要な情報を社外へ伝えてはいけません。

〈関連法令・規則〉

不正競争防止法、個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(不正アクセス禁止法)、金融商品取引法(金商法)

〈大同特殊鋼社内規程〉

大同特殊鋼グループ個人情報保護方針、情報管理ガイドブック、情報管理基本規程、個人情報取扱管理規程、特定個人情報取扱管理規程、EU個人データ取扱管理規程、インサイダー取引規制に関する規則、情報システム管理規程 他

7. 適切な情報開示

- (1)私たちは、地域・投資家・顧客・取引先・従業員等の様々なステークホルダーと広くコミュニケーションを行い、会社情報を積極的かつ公正に、適切な手段を用いて適時開示します。
- (2)私たちは、厳正に会計処理を行い、内部承認手続きを経て正確な財務情報を開示します。



POINT 私たちは、大同特殊鋼グループの活動内容を、正確かつ公平に公開し、説明する必要があります。特に株主・投資家の投資判断に必要とされる情報は、適切な方法で迅速に開示しなくてはなりません。それができず投資判断に誤りを生じさせた場合、適正な開示への要求が満たせない理由により、社会的信用の失墜のおそれがあります。

〈関連法令・規則〉

会社法、金融商品取引法(金商法)、証券取引所上場規則

〈大同特殊鋼社内規程〉

内部統制システムの基本方針、CRM委員会規程 他

会社と社員の関係



- | | |
|-------------------------|----|
| 1. 健康で安全な職場環境の確保 | 18 |
| 2. 違反行為への対処 | 19 |
| 3. 会社の利益を損なう行為の禁止 | 20 |

1. 健康で安全な職場環境の確保

- (1)私たちは、労働法を遵守し、従業員の心身の健康と、安全な職場環境の確保を最優先に考えます。
- (2)私たちは、すべての職場において、関係法令を遵守し、労働時間を正確に把握・申告し、適正な賃金を支払い、安易に長時間労働を強いることなく、休暇の確実な取得を働きかけます。また、設備・器具の操作方法、燃料や有害物質等の取り扱いを適切に行います。
- (3)私たちは、緊急事態や非常事態の発生時に、適切な手段により従業員へ通知します。また、避難経路の確認や訓練を定期的に行い、従業員が災害に巻き込まれるリスクを最小限にするよう努めます。

POINT 適正な労務管理のためには、従業員一人ひとりが会社のルールを理解し、労働時間の過小・過大申告をしないことが基本です。
また、仕事をしていく上で、心も身体も健康でいられるように自己管理が大切です。

〈関連法令・規則〉
労働基準法、労働安全衛生法、労働施策総合推進法、育児・介護休業法、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(性同一性障害特例法)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)

〈大同特殊鋼社内規程〉
大同特殊鋼 健康経営宣言、大同特殊鋼グループ人権方針、就業規則、育児休業等取扱規程、介護休業等取扱規程、ハラスメント防止規程、備品管理規程、危機管理規程、防災管理規程 他

2. 違反行為への対処

- (1)私たちは、コンプライアンスに違反する、または違反するおそれのある行為を発見した場合には、上司への報告、関係部署への連絡・相談、または内部通報制度を利用し、問題の顕在化を図ることにより違反行為の温存を許しません。
- (2)私たちは、上記の通報・相談を理由に、通報・相談者に対して不利益となる行為を行いません。
- (3)私たちは、社則等に違反した者に対しては、厳正な処分を行うとともに、徹底した原因追及を行い、効果的な再発防止策を立案し、実行します。



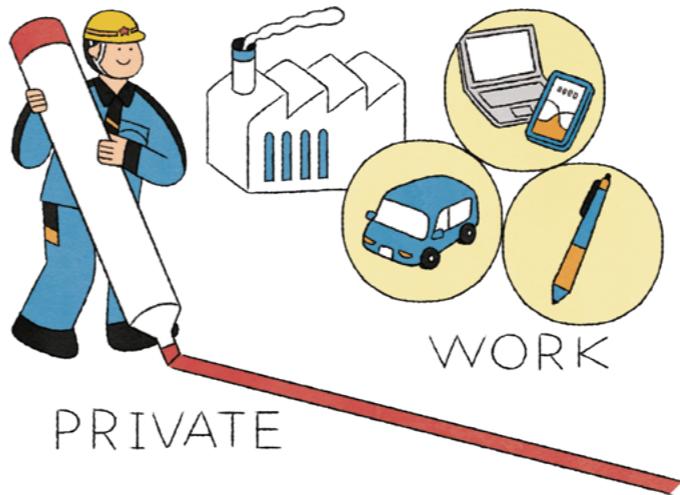
〈関連法令・規則〉
公益通報者保護法

〈大同特殊鋼社内規程〉
就業規則、内部通報規程、懲戒手続規程 他

POINT ホットラインの通報内容は決して不必要に開示されません。また、通報者に対して不利益を取り扱いをすることは法律で禁止されており、行いません。匿名での通報も認めており、安心して活用してください。

3. 会社の利益を損なう行為の禁止

- (1)私たちは、会社の保有する有形・無形資産を業務以外の用途に使用せず、適切に管理します。
- (2)私たちは、会社の利益と相反する行為は行いません。



〈関連法令・規則〉
刑法、軽犯罪法、民法

〈大同特殊鋼社内規程〉
就業規則、備品管理規程 他

会社と社会の関係



1. 反社会的勢力との絶縁	22	4. 多様性と人権の尊重	24
2. 政治・行政との健全な関係	22	5. 社会貢献	25
3. 地球環境の保全	23		

1. 反社会的勢力との絶縁

- (1) 私たちは、社会的秩序や安全、企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる個人・団体とは一切関わりを持ちません。

POINT 反社会的勢力とは、社会のルールや秩序に反して、暴力や詐欺等の手段を使って利益を得ようとする人々や組織のことです。これらの勢力とは関わりを持たないようにし、不当な要求には応じないようにすることが大切です。もし、不当な要求があった際には、すぐに上司や関係部門に相談してください。

〈関連法令・規則〉
暴力団排除条例

〈大同特殊鋼社内規程〉
大同特殊鋼グループ企業倫理憲章、大同特殊鋼グループ行動基準 他

2. 政治・行政との健全な関係

- (1) 私たちは、国内外の公務員等(公務員およびこれに準じる者)に対して贈賄を行いません。また、公務員等の収賄に関与しません。

- (2) 私たちは、会社として政治活動に関与する場合は、事前に必要な手続きを行い、適切に承認を得たうえで実施します。

POINT 公務員へのお礼等で贈答品や商品券の提供、また、接待をすることは、場合によっては贈賄となることがあります。これは国内に限らず海外に関しても同じことです。特に海外における贈賄は、国内の規制よりも厳しい場合がありますので注意が必要です。

〈関連法令・規則〉
国家公務員倫理法・規程、不正競争防止法、公職選挙法、諸外国の腐敗防止法

〈大同特殊鋼社内規程〉
大同特殊鋼グループ贈収賄防止方針、贈収賄防止規程 他

3. 地球環境の保全

- (1)私たちは、この地球が唯一無二の存在であることを理解し、限られた資源を循環させるよう努めるとともに、事業活動が自然環境に与える影響を踏まえ、生物多様性の保全に取り組みます。
- (2)私たちは、事務所や工場等の各事業場が、近隣住民の健康と安全、地域社会の環境保全に十分な注意を払いながら事業を展開することを約束します。また、適用される環境法規を厳守します。
- (3)私たちは、脱炭素社会の形成に貢献するため、製造プロセスのCO₂排出量削減を図るとともに、社会の脱炭素に役立つ製品開発に積極的に取り組みます。
- (4)私たちは、水の使用・排出を適切に管理し、大切な資源である水の有効活用に努めます。

POINT 温室効果ガスの影響を受けて、世界の平均気温は上昇し続けており、水資源が不足する危機も訪れようとしています。私たちは、水資源に配慮した「水質汚濁防止法」の遵守や「環境ISO」の要求事項を満たすことで、汚染水の流出防止や水資源の有効利用の取り組みを進めています。

4. 多様性と人権の尊重

- (1)私たちは、すべての人々の人権を尊重し、事業を行います。
- (2)私たちは、国籍・人種・民族・肌の色・性別・年齢・妊娠・文化・宗教・思想・所属組織・性的指向・性同一性と性表現・政治的見解・配偶者の有無・障がいの有無・軍役経験の有無といった違いを認め、多様性を尊重します。一人ひとりの役割・職務と成果に対する公正な評価・待遇をとおして、人材を育成します。
- (3)私たちは、自社およびサプライチェーン全体において、強制労働や児童労働、差別、暴力やハラスメントといった人権を侵害する行為を認めず、労働者の権利を尊重します。



POINT 私たちは、従業員、その家族、取引先、サプライチェーン等、大同特殊鋼グループに関係するすべての人々の人権を尊重するため、大同特殊鋼グループ人権方針に沿って幅広い課題に取り組んでいます。誰もがいきいきと働く環境づくりは、どうすれば実現できるのか？従業員一人ひとりが意識して行動することが大切です。

〈関連法令・規則〉
日本国憲法、労働施策総合推進法、育児・介護休業法、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）

〈大同特殊鋼社内規程〉
大同特殊鋼グループ人権方針、就業規則、ハラスメント防止規程、他

5. 社会貢献

(1)私たちは、良き企業市民として、社会・地域との密接な連携と協調を図り、地域社会の発展に貢献します。

(2)私たちは、それぞれの事業拠点において、環境・文化・慣習を尊重します。地域住民の人々の健康と安全を守り、特に先住民族の人々の文化や生活を尊重します。



〈大同特殊鋼社内規程〉

大同特殊鋼グループ企業倫理憲章、大同特殊鋼グループ行動基準 他

POINT 企業活動に関係するすべての人々や組織から信頼を得て良好な関係を築くことは、会社の成長にもつながります。地域支援活動等のボランティア等に参加して積極的にコミュニケーションを図りましょう。

大同特殊鋼グループ 内部通報窓口

- コンプライアンス違反行為、または違反と疑われる行為があった場合には、内部通報窓口(ホットライン)に相談・通報してください。
- 大同特殊鋼グループ企業倫理憲章および大同特殊鋼グループ行動基準に違反した者、違反を知って放置した者は、就業規則等に則り、懲戒処分を受けます。
- 匿名での連絡も可能です。通報者の個人情報は、通報窓口担当者以外には開示されません。

社内窓口

大同特殊鋼本社

電話 : **052-963-7542**

メール : **HOTLINE@ac.daido.co.jp**

ホットライン担当監査等委員

電話 : **052-963-7543**

外部窓口(株式会社ディー・クエスト)

電話(フリーダイヤル) : **0120-783-805** ※日本語のみ

※オペレーターに**企業コード「465」**と企業名「大同特殊鋼株式会社(もしくはグループ会社名)」をお伝えいただき、通報内容をお伝えください。

※受付時間: 平日9時~21時(祝日・年末年始・夏季休業は除く)

WEB通報フォーム : <https://ml.helpline.jp/daido-hotline>

※共通IDとパスワードを入力の上、通報内容を入力してください。

[共通ID・パスワードいずれも] **daido1916**



大同特殊鋼グループ 人権専用窓口(JaCER ジェイサー)

- 大同特殊鋼グループは、「一般社団法人ビジネスと人権対話救済機構(JaCER)」に加入しています。
- 内部通報窓口に加え、**人権に関する通報窓口**としてJaCERの仕組みを活用することができます。

JaCER

WEB通報フォーム

<https://jacer-bhr.org/application/form.html>

※WEB通報のみです。

※日本語、英語、中国語での通報受付が可能です。



JaCERは、会員企業に関する人権侵害の通報を受け付け、当該企業に連絡し、関係者間の対話と被害者の救済を専門的な見地から助言、支援します。
会員企業と取引関係のあるサプライヤーの従業員・請負/派遣労働者・外国人技能実習生や地域住民など、当事者や代理人も含め、幅広い関係者からの通報を受け付けています。